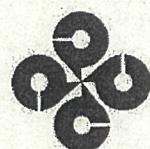


(写)

第106号

島根県報

令和2年5月15日



島根県報

令和2年5月15日(金)
第106号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任の届出(2件) (農村整備課) 3

土地改良区の定款変更の認可 (〃) 5

保安林予定森林 (森林整備課) 6

指定施業要件の変更予定保安林 (〃) 6

保安林予定森林(2件) (〃) 6

【公 告】

令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬事衛生課) 7

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 9

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施 (港湾空港課) 9



公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第4号・様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第52号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

「 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 家族の連絡先（申請者が18歳未満の場合記入） </div> を	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 家族等の連絡先（申請者が18歳未満の場合記入） </div>
に改め、同様式（注）中4を5とし、3の次に次のように加える。	

4 申請書に貼付する写真は、申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除き、脱帽したものとしてください。

様式第5号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第332号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町熊野2220、2274-3、2274-5、2276-2、2276-4、2276-5、2281-1、2282-1、4306から4308まで、5920-3、5921-18から5921-20まで、5922-3、5922-11から5922-13まで、5922-15、5923-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第339号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町上講武字井手ノ上1314

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和2年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

1 試験日時

令和2年10月20日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

令和2年7月6日（月）から同月17日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、令和2年7月17日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループへ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第1号様式によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第3号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

令和2年11月24日（火）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時若しくは試験場所を変更し、又は試験を中止する場合があること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

大田都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年5月15日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 出雲空港管理事務所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員」という。）

等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

電話 0852-22-5934 FAX 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和2年6月16日(火)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

(1) 4の場所

(i) 島根県ホームページ上(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年6月16日(火)午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び調達物件提案書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年7月3日(金)午後1時30分まで

イ 場所

令和2年7月3日(金)午後1時までは4の場所とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和2年7月3日(金)午前10時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月3日(金)午後1時30分

イ 場所